

デュアルスクール
松本DUAL SCHOOL 募集概要

～ 松本市立小中学校就学向け ～

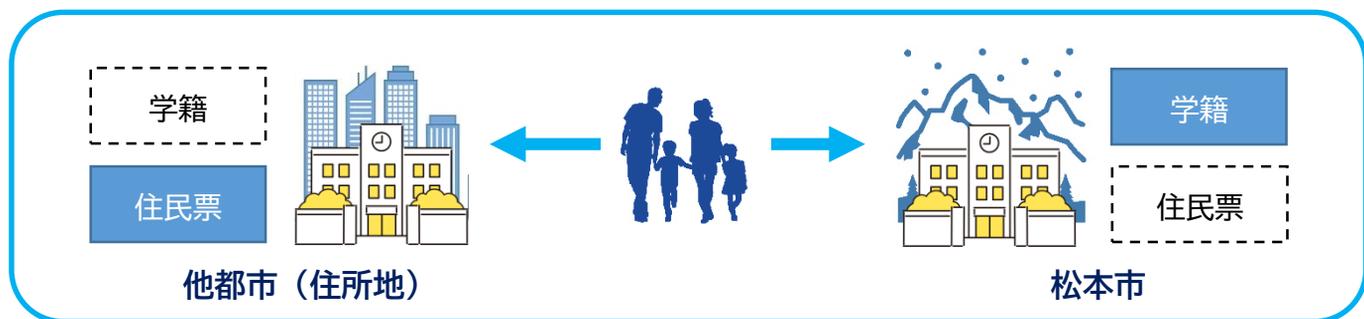


松本市の教育

松本市は、「学都松本」として、すべての子どもにやさしいまちを目指し、子どもを主人公にして、その学びを地域社会全体で支えることを目標に様々な施策に取り組んでいます。松本市の教育では、「多様性」・「創造性」・「主体性」の3つを特に大切にしたい学びの視点としています。

松本デュアルスクールによって、これからを担う子どもたちの3つの視点が十分に育まれることを願っています。

松本デュアルスクールとは



松本市と他都市の2つの学校双方で教育を受けることができる制度です。

松本デュアルスクールは「区域外就学制度」を活用することで、現在の住所地に住民票を置いたまま、保護者の一時的な松本への移住等に合わせて松本市内の学校に学籍を異動させます。学籍を異動させているため、受入学校での就学期間も住所地の学校では欠席とならず、出席日数として認められます。

デュアルスクール 松本DUAL SCHOOL

松本デュアルスクールを利用することで

恵まれた自然環境や地域特性を生かした松本独自の多様な学習を体験することができ、更には、地元の児童生徒と一緒に学ぶことで、考え方や視野が広がり、様々なことに柔軟に対応できる力を育むことができます。

これらの体験を通じて新しい自分を発見し、自己肯定感の向上を図ることを目指します。

松本デュアルスクールを利用できる児童・生徒

- ① 長野県外の小中学校に就学する小学1年生から中学3年生までの児童・生徒
- ② 松本市内の校区内に居住地を確保することができ、その居住地から通学可能な児童・生徒
- ③ 保護者とともに生活できる児童・生徒
- ④ 他の児童・生徒と協力して学校生活を送ることができる児童・生徒



実施期間

原則として、5月から翌年2月上旬までの間で、最短1か月とします。1か月以上の就学希望がある場合の期間の終期については、学校と協議をして決定します。

- ① はじめに、松本市教育委員会教育政策課に連絡してください。
- ② 教育政策課が学校へ連絡した後、学校見学や面談等の日程を学校と調整し、決定してください。
- ③ 学校見学や面談等を行った後、受入可否について教育政策課からお知らせします。
- ④ 受入可の場合は、松本市教育委員会学校教育課へ区域外就学申請の手続きを行ってください。
- ⑤ 区域外就学申請の手続きをした後、学校と必要な手続きを行ってください。
- ⑥ 学校との手続き後、通学が始まります。

ご準備いただく物品・ご負担いただく費用

◆ 物品関係

① 教科書

住所地の学校で使用している教科書と同じ場合は、その教科書を使用しますので、持参してください。異なる場合は、松本市教育委員会が無償給与します。

② 副教材

必要な副教材がある場合は、ご家庭で購入をお願いします。

③ タブレット等のICT教材

松本市教育委員会です貸し出します。

◆ 費用関係

① 給食費

ご家庭で負担していただく給食費は、1日当たり小学生280円、中学生330円です。支払方法は、口座引き落としを基本とします。

－ 松本市の給食の特徴 －

- 地元の農産物をできるだけ使用し、メニューに取り入れています。（米・牛乳は全て松本地域のもの）「松本の日」献立、郷土料理、学校行事に合わせた行事食、各学校の希望献立などを提供しています。米は、「金芽米」という特別な精米方法で、栄養価の高い無洗米を使用しています。
- 食物アレルギーがある児童・生徒に対し、等しく学校給食を提供するため、アレルギー対応食を提供しています。



- ② 学年費・校外活動費・その他諸費用
別途、参加費等をご家庭で負担していただく場合があります。
- ③ 居住や移動に係る費用
ご家庭での負担となります。

その他

- ① アレルギーなど日常生活でご不安な点がある場合は、事前にご相談ください。
- ② 通学路は、学校と相談して決定します。
- ③ 受入校の教育活動やPTA活動等に十分なお理解とご協力をお願いします。
- ④ 就学までの事前相談や打ち合わせ等については、Web会議によっても実施できます。
- ⑤ 就学許可の可否が出るまでに時間を要する場合がありますので、ご希望の就学時期が決まっている場合は、時間的な余裕を持ってご相談ください。
- ⑥ 学校の状況によっては、ご希望にそえない場合がありますので、ご了承ください。
- ⑦ その他ご不明な点がある場合は、教育委員会教育政策課にお問い合わせください。

申込・問い合わせ先

【松本デュアルスクール全般に関する問い合わせ先】

〒390-0874 松本市大手3-8-13 大手事務所4階
松本市教育委員会 教育政策課
電話：0263-33-3980（直通）
FAX：0263-33-3934
メール：somu@city.matsumoto.lg.jp

【区域外就学の手続きに関する問い合わせ先】

〒390-0874 松本市大手3-8-13 大手事務所4階
松本市教育委員会 学校教育課
電話 0263-33-9846（直通）
FAX 0263-33-3934
メール g-kyoiku@city.matsumoto.lg.jp

